

集落支援員に関する課題・論点について

ご議論いただきたい論点について

論点 1 集落支援員の役割について

論点 2 集落支援員の人材確保について

論点 3 集落支援員の人材育成・つながりづくりについて

論点 4 集落ネットワーク圏の集落対策・集落支援員へのサポート体制について

ご議論いただきたい論点について

論点 1 集落支援員の役割について

- ① これまでの主な議論
- ② 平成20年4月過疎問題懇談会提言の振り返り
- ③ 地域づくりのプロセスと集落支援員の役割
- ④ 集落支援員の活動の主なパターン
- ⑤ 集落支援員の役割

論点 2 集落支援員の人材確保について

論点 3 集落支援員の人材育成・つながりづくりについて

論点 4 集落ネットワーク圏の集落対策・集落支援員へのサポート体制について

論点 1 集落支援員の役割について

①これまでの主な議論

- 集落支援員の活動として、地域が自ら問題を解決することをサポートするという役割や、行政とのつなぎ役となる役割など、いくつかのパターンに分けてモデルを示すことが必要ではないか。
- 全国には様々なタイプの集落支援員や中間支援団体があるため、モデルケースを自治体へ展開することが大事。
- 自治体のタイプも様々なので、集落支援員にも幅があってもいいのではないか。
- 集落支援員は地域おこし協力隊や民生委員の役割と重なるところがあるが、重ならないようにと消極的に考えるより、むしろオーバーラップしたほうがニーズに対応しやすいのではないか。
- 集落支援員の本来の業務は、集落点検の実施、集落の話し合い、維持・活性化に向けた取組を行うこととあるが、実際は、集落機能の再編等のマネジメントに取り組むというよりは、集落機能の補完をする実働員として活動している方が多いのではないか。
- 社会福祉協議会と連携が重要。過疎地域は社協も人手不足であるかと思うので、集落支援員の福祉的機能が重要になると考える。
- 極めて小さな集落での集落支援員の活動は、集落活性化の話し合いより、草刈や買物支援などといったことのほうが求められており、そのような集落における集落支援員の活動についても議論していただきたい。
- 集落支援員の設立当初は地域に体力があり、地域の人たちが主体的に課題解決していくところをサポートするというのが集落支援員の役割だったかと思うが、現在は地域に体力がなく、行政の支援につなぐことが集落支援員の役割となってきているのかもしれない。

② 平成20年4月過疎問題懇談会提言の振り返り

- 集落支援員の委嘱に際し、ミッションを具体的に指示している自治体は少ない（※）。

※令和4年度（一社）全国過疎地域連盟の調査 具体的な指示を行っている自治体の割合 25%

⇒ 集落支援員の役割について改めて整理が必要ではないか。

○ 平成20年4月の過疎懇提言

- 過疎地域等に存在する集落は、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、耕作放棄地の増加などの重大な問題が生じており、今後一層深刻化するおそれがあること
 - ⇒ 集落の課題は、多様であり変化する（特定の課題への対応ありきではない）
- 時代に対応した集落対策を行うためには、集落住民自身が集落の問題を自らの地域の課題として捉え、市町村が集落の現状に絶えず目配りをし、住民の声を幅広く吸い上げて施策に反映させる中で、住民と市町村の協働（強力なパートナーシップ）のもと、地域の実情に応じて進めていく必要があること
 - ⇒ 集落の状況に応じた取組が必要
 - ⇒ 地方公共団体との連携が重要
 - ⇒ 主役はあくまで地域住民。集落支援員は、事業実施の主体ではなく、サポーター（補助人）
- 一方で、昨今、市町村による集落への「目配り」が必ずしも十分に行われていないとの懸念があることから、市町村と協力し、集落への「目配り」を行うものとして、集落支援員を置くこととされた。

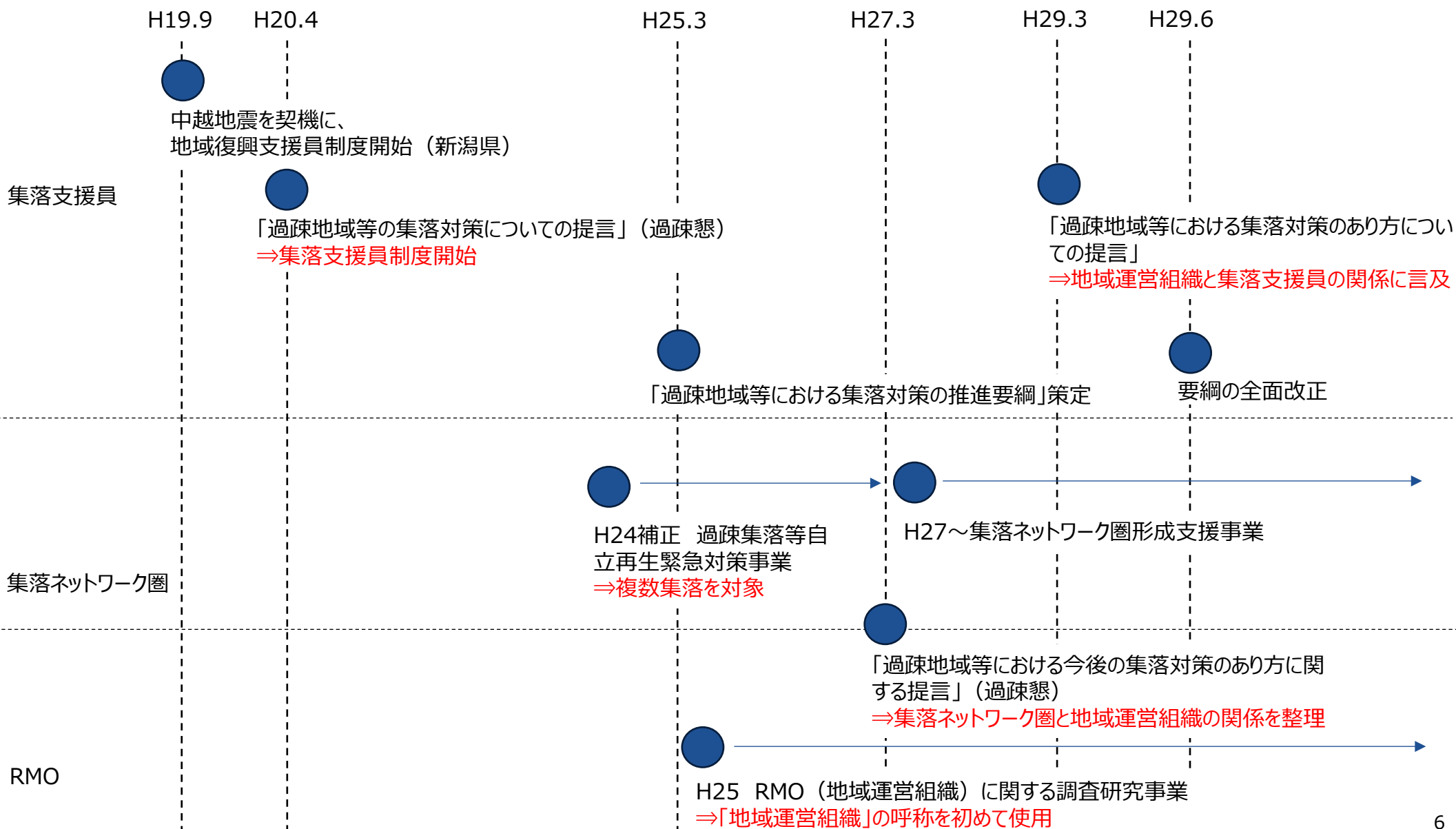
② 平成20年4月過疎問題懇談会提言の振り返り

○ 平成20年4月の過疎懇提言（つづき）

また、集落支援員の具体的な業務として、

- ① 集落点検の実施
- ② （集落点検の結果を活用した）集落のあり方についての話し合いの促進（アドバイザー・コーディネーターとして参画、支援）
- ③ ①、②の結果も踏まえた住民と市町村の協働による地域の実情に応じた集落対策のサポートとされた。

(参考) 集落支援員制度創設時からの流れ



（参考）集落支援員のPR資料と推進要綱の見直し

・集落支援員のPR資料

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

必須業務

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

・推進要綱の規定ぶり

・要綱制定時（H25.3）

集落支援員は、地方自治体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と市町村の話し合いなどの集落対策に従事する者をいう。



・全面改正時（H29.6）

地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者を集落支援員とし、・・・（中略）・・・集落点検や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策についても、集落支援員を活用することができるほか、集落支援員を地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材とするなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手とすることや、移住者を地域に受け入れる仲介役とすることができるものとする。

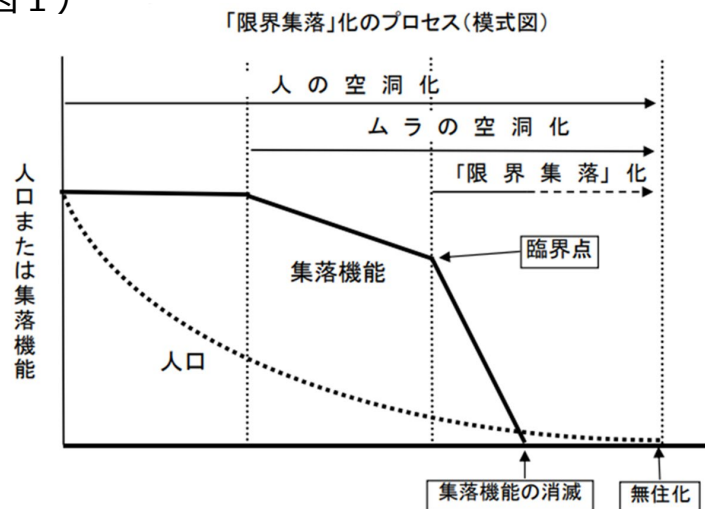
③ 地域づくりのプロセスと集落支援員の役割

集落支援員制度導入と時期を同じくして議論された中越地震の復興プロセス（「限界集落」化のプロセス（図1）及び地域づくりのプロセス（図2））を参照すると、集落支援員の役割は、

- ✓ 人口減少・高齢化（人の空洞化）に伴う集落機能の低下（ムラの空洞化）により、集落が維持困難となる前に、
- ✓ 住民の悩み・不安と小さな希望を丁寧に聞き取り、小さな活動を行いながら、外部とのつながりも活かし、集落住民の前向きな思いを掘り起こすことをコツコツと積み重ね（足し算のサポート：寄り添い）、
- ✓ 足し算のプロセスを基盤として、集落のビジョンづくりや集落の維持・活性化の事業導入の環境づくりを図っていく（かけ算のサポート：事業導入の環境づくり）

という集落の状況に応じた地域づくりのプロセスを支援することにあるのではないか。

（図1）



（図2）

■ 地域づくりの2段階

（中越地震・「復興支援員」制度からの問題提起—稲垣さん）

1. 準備段階：寄り添い型支援（足し算のサポート）
＝地域の諦めの払拭プロセス（時間がかかる）
2. 事業導入段階：事業導入型支援（かけ算のサポート）



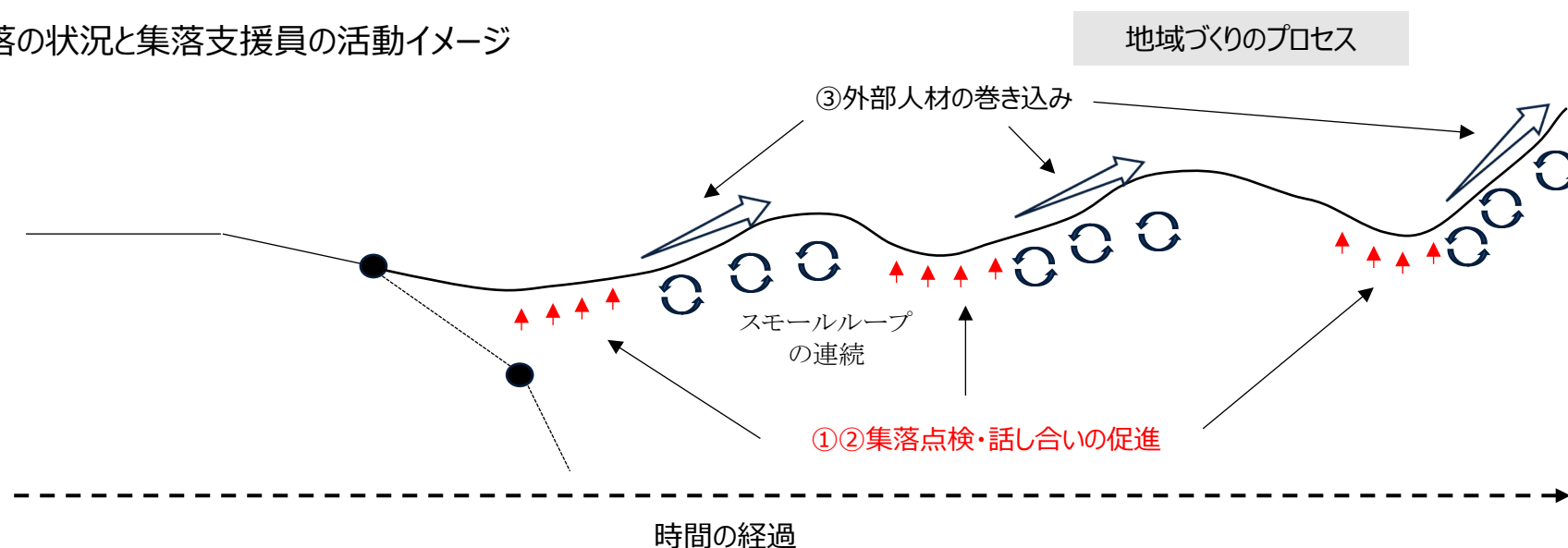
③ 地域づくりのプロセスと集落支援員の役割

そして、集落支援員の具体的な業務である、集落点検及び話し合いの促進は、事業実施ありき、計画ありきではなく、

- ① 現場を定期的に訪れ、集落の状況・課題に目配り（点検・情報収集）し、集落の話し合いに必要な材料（データ・アンケート等）を用意し **【集落点検】**
- ② 行きつ戻りつしながら地域住民と話し合いを積み重ね、ミッションを共有し、（スモールループの連続） **【話し合いの促進】**
- ③ 必要に応じて、中間支援者や地域おこし協力隊・地域活性化起業人などの外部人材（関係人口）を巻き込み、持続的な集落の維持・活性化のビジョンづくりや具体的なアクションにつなげていく（招き入れ）

地域づくりのプロセスに必要な業務と考えられるのではないか。

○集落の状況と集落支援員の活動イメージ



④ 集落支援員の活動の主なパターン

- 集落支援員の役割と実例をもとに、典型的な集落支援員の活動を分類すると、主に次のような活動があるのではないか。
- それぞれのパターンについて、どのような点に留意すべきか。

(1) 活動の体制による分類

① 複数集落（集落ネットワーク圏）を支援する場合

地域運営組織を拠点にあるいは関わりながら活動。地域運営組織が地域の実情に合った地域づくりを進めるプロセス（柔軟な最適化）を支援

ア 地域運営組織の形成・運営を組織外から支援

- ・喜多方市 「こまがた元気会」（地域運営組織）の設立と運営をサポート。
- ・魚沼市 コミュニティ協議会（地域運営組織）の設立についての説明会の開催や、話し合いをサポート。

イ 地域運営組織の事務局長や事務局員となるなど、組織内から支援

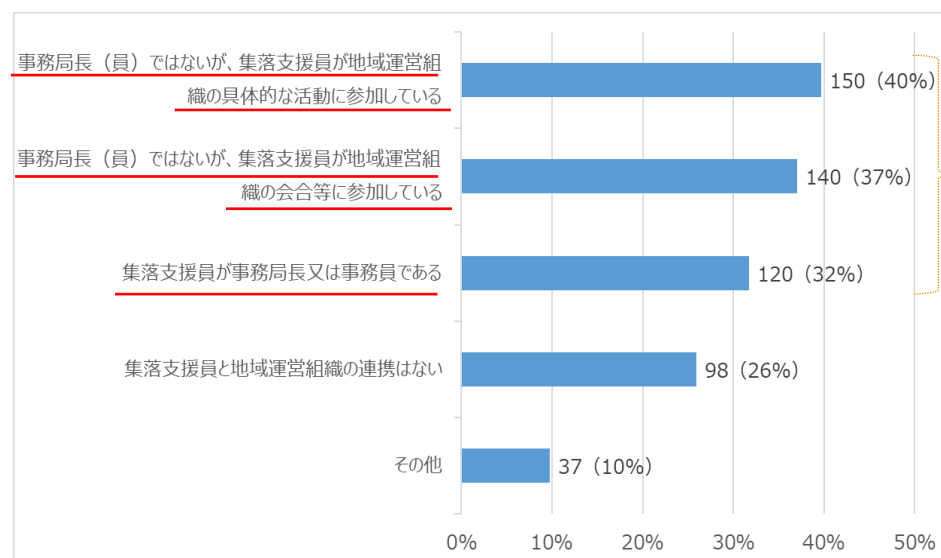
- ・長浜市 事務局員として地域運営組織の企画・運営に参画。
- ・朝来市 いくの地域協議会（地域運営組織）の事務局長として活動。

(参考) 集落支援員と地域運営組織の関係

※ R 6 年度第 2 回過疎懇資料を修正

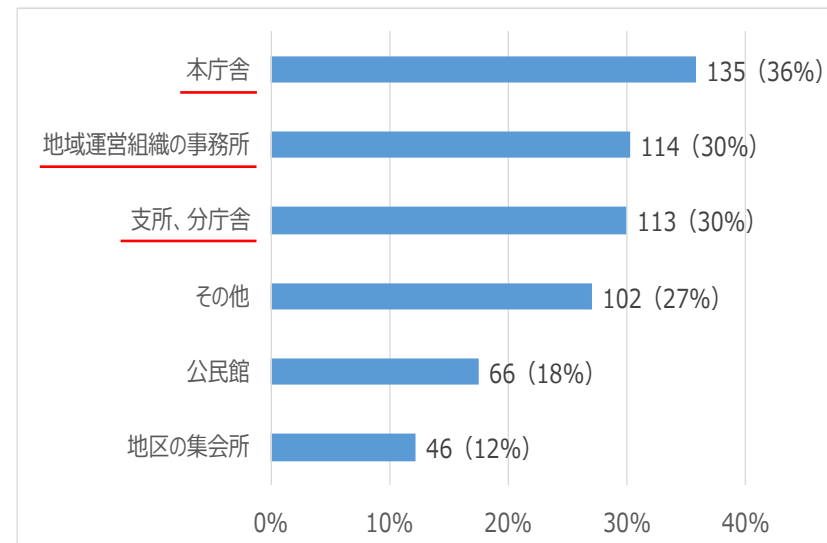
- 地域運営組織の形成数は、調査を始めた平成28年度から令和5年度で2.5倍（3,071→7,710）に増加
 - 集落支援員と地域運営組織の関係については、「集落支援員が事務局長又は事務員である」、「事務局長（員）ではないが、集落支援員が地域運営組織の会合等に参加している」、「事務局長（員）ではないが、集落支援員が地域運営組織の具体的な活動に参加している」が同程度に多かった。
 - 活動拠点については、「本庁舎」が最も多く、次いで、「地域運営組織の事務所」、「支所、分庁舎」が多かった。
 - 話合いの実施機会については、「自治会や地域運営組織など地域の各種団体の会合における話し合い」が79%と最も多かった。
- ⇒ 多くの団体で、**集落支援員が地域運営組織と密接に関わっている**ことが伺える。

Q集落支援員と地域運営組織の関係について当てはまるもの【複数選択可】



※「その他」は、地域運営組織がない、地域運営組織と情報交換を行っている、今後、地域運営組織を形成予定が大半を占めた。集落支援員が地域運営組織の形成支援を行っているという回答もあった。

Q集落支援員の活動拠点について当てはまるもの【複数選択可】



※「その他」は、コミュニティセンター等の公共施設（廃校等の公共施設であったものを含む）が過半数を占め、次いで、委託法人の事務所や集落支援員の自宅が多かった。

(参考)「柔軟な最適化」とは

1. 地域運営組織の「柔軟な最適化」

- ・ 地域のありたい姿や将来像を描き、取り組むべき地域課題を明確化するなど、地域運営組織を通じた地域づくりを進めることは、一つの手段として重要である。
- ・ 他方で、地域の全ての課題に総合的に対応できる地域運営組織ばかりではない。多様な構成主体とのつながりの強化や外部団体等との連携・協力を通じて地域課題に取り組むなど、地域運営組織による多様な地域マネジメントのあり方が想定される。
- ・ 地域運営組織が「計画」「実行」「評価・改善」を行いながら、地域の実情に合った地域づくりを進めるプロセスを地域運営組織の「柔軟な最適化」と位置づけた。

■地域運営組織の「柔軟な最適化」の前提条件

- ・ 地域運営組織が設立され、活動を行なう上で合意形成を行う仕組みが十分に機能し、地域代表性を有していること。

■地域運営組織の「柔軟な最適化」のプロセス

ステップ1:計画

- ・ 地域の目標や地域ビジョンを決める。

ステップ2:実行

- ・ ヒト、モノ、カネ、情報などのリソースを確保し、地域経営を行う。
- ・ 地域運営組織の構成主体とのつながりを強化し、必要に応じ外部団体等との連携・協力を行う。

ステップ3:評価・改善

- ・ 活動をふり返り、今後の方向性を検討する。
- ・ 状況の変化に応じ、目標等や地域運営組織の在り方を変化させる。

■行政の役割

- ・ 地域運営組織に寄り添って、地域づくりを推進する行政の役割にも着目する。

※「地域運営組織の形式及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」(R5年3月総務省)より

④ 集落支援員の活動の主なパターン

※ R 6 年度第 1 回過疎懇資料より

○地域運営組織の形成・運営を組織外から支援の例（喜多方市の例）

ア こまがた元気会

- ・地域プラン「こまがた元気ビジョン」に基づく具体的な事業を実施
- ・**常勤集落支援員、地域おこし協力隊を各 1 名配置し、財政的な支援と共に人的なバックアップ**



常勤集落支援員 大平さん



地域おこし協力隊 椿さん



農産物直売所
「こまがた元気マルシェ」

- 令和 3 年 4 月 地区のまちづくり拠点として J A 旧店舗を活用し、
里の駅「こまがた元気館」を整備。
- 令和 3 年 4 月 **常勤集落支援員が、**
「こまがた元気ビジョン」に基づく事業をサポート。
- 令和 5 年 5 月 **地域おこし協力隊**を配置し、農産物直売所の充実など
各種活動をサポート。
- 令和 5 年 12 月 新たな交流・活動拠点をオープン
「駒形げんき交流館（愛称：よっか）」
- 令和 6 年 2 月 新たな活動計画「こまがた元気プラン」策定

論点1 集落支援員の役割について

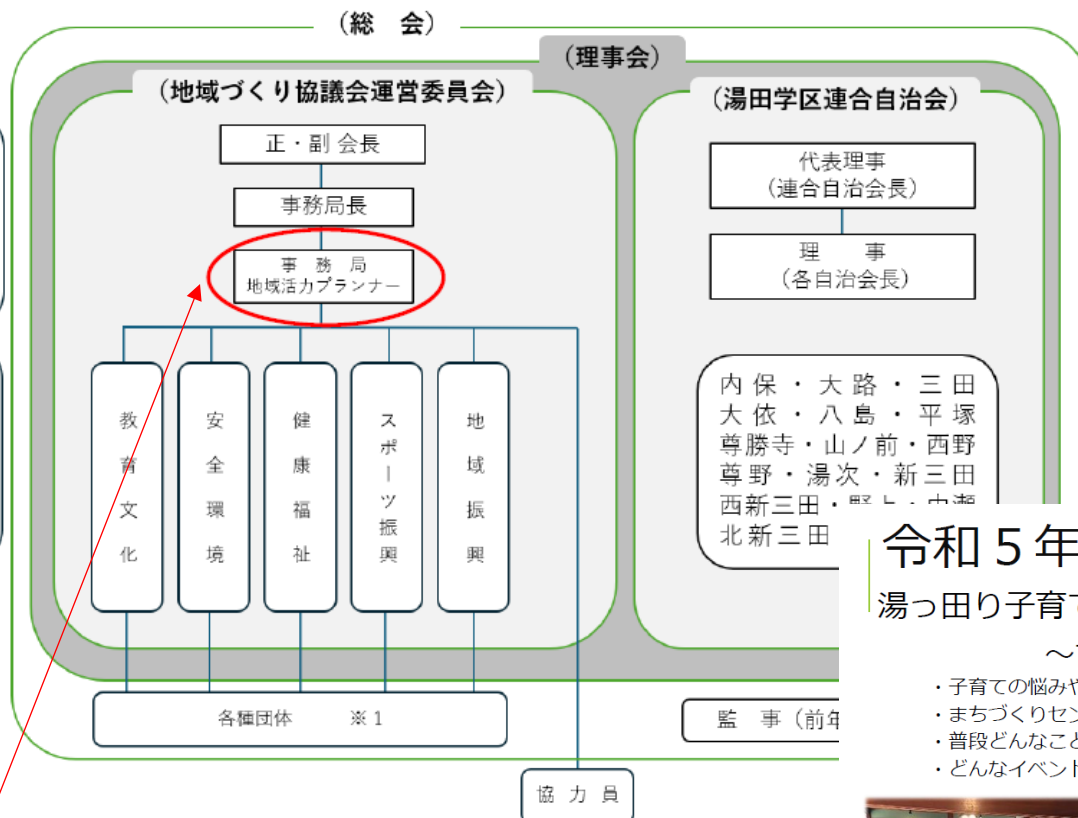
④ 集落支援員の活動の主なパターン

※ R 6 年度 第 1 回 過疎懇資料より

○地域運営組織の事務局長や事務局員となるなど、組織内から支援の例（長浜市）

浅井湯田地域づくり協議会

【組織図】



集落支援員

【取組の例】

- 組織の関係者と協力して集落点検やアンケートを実施
- 協議会の計画づくりの支援 など

令和5年度の具体的な取組み内容

湯っ田り子育ておしゃべりカフェ

～古民家カフェ santocoさんにて開催

- ・子育ての悩みや情報交換を通して、交流を深めてもらった
- ・まちづくりセンターの場所を知ってもらえた
- ・普段どんなことをしているかを知ってもらえた
- ・どんなイベントあったら良いか意見を聞いた



④ 集落支援員の活動の主なパターン

(1) 活動の体制による分類 (つづき)

② 単位集落を支援する場合

集落支援員個人として活動

- ・大豊町 地域福祉課に集落支援員を配置し、高齢者など見守りが必要と思われる住民を個別訪問により巡回し、状況把握。
- ・喜多方市 地域運営組織の取組が困難なケースでは、定期的な巡回・見守りや関係機関との連絡調整などの寄り添い型の支援を実施

④ 集落支援員の活動の主なパターン

(2) 活動の内容による分類

① 地域づくりの準備段階の場合（足し算のサポート）

住民の交流や共同作業の機会の創出などにより、多くの地域住民を巻き込み、住民の意識変化をサポート。

・田村市 住民と話し合いをしながら、住民とともに地区の集会所に花を植栽し、住民の交流の機会を創出。

※支援活動を地域内の交流に繋げている

② 地域づくりの事業導入段階の場合（かけ算のサポート）

集落のビジョンづくりや集落の維持・活性化の事業導入をサポート。必要に応じ、専門家・外部人材とつなぐ。

・岩国市 住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定める地域の夢プランの作成や実践活動を支援

③ 地域の見守り力が低下している場合

個別訪問等による見守り

・喜多方市 福祉部局などと連携し、集落を訪問し、現地確認や区長を通して各戸の課題を把握

・大豊町 福祉部局と連携し、住民を定期的に戸別訪問し、見守りしながら集落の状況を把握

論点1 集落支援員の役割について ④ 集落支援員の活動の主なパターン

○足し算のサポートの例（田村市）

※ R6 年度研修会（総務省開催）資料より

2

古道地区

『集落花咲会』景観美化プロジェクト



田村市支援員
森谷ハルイ

各集落を歩きながら、花がたくさん植わっているところが多いことに気づきました。それに比べ、小滝沢集落は何の花も咲いてなくて暗い雰囲気のように感じました。きれいな花が咲けば、みんなが集まってきて、集落の人の心も明るくなり元気になると思います。



①どのようなことにトライしますか(WHAT)

我が集落に花の苗を植えて咲かせる。集落の人達が集まる場所にしたい。夢かもしれないが実現してみたいです。

②なぜ、あなたがそれにトライするのですか(WHY)※これまでの自分、これからの自分といったように時間軸の中にも位置付けてください。

花を見ながら地味なサロンの話し合いをする居場所を作り出せる所が必要だからです。

③どのような場所で取り組むのですか(WHERE)

気がるに集まれる。小滝沢集会所にしました。

④いつから始めますか、またそれを実現するまでの簡単な計画を教えてください。(WHEN) ※いつまでに何やるかなど

今、話し合いと始めて植木を育てます。4月、5月頃に花壇作りがうちは植える計画です。花の苗は友達に作ってもらうように頼んであり、少々は自分でも作ります。

⑤誰が、そしてどのような体制やチームで取り組みますか(WHO) ※いつまでに何やるかなど

少人数なので、リーダーひとり、ひとり役割。目標に向かって取り組んで行きたいと思っています。

⑥どのような応援を得る必要がありますか。どのような資源が不足していますか。(HOW)

皆に応援してもらえなくて、協力し合い、集落の輪(大輪)を作るのに育てて行きたい。地味な話し合い、集落の輪(大輪)を作るのに育てて行きたい。地味な話し合い、集落の輪(大輪)を作るのに育てて行きたい。

あぶくまづくり塾2023 ワークシート

『集落花咲会』景観美化プロジェクト

目的 花咲を手段とした“世代間交流”事業と人が集まる場を構築する



こうなったらいいな

- 昭和には、花いっぱいプロジェクトがあった
- 県立自然公園のようなところに花を!
- 行司ヶ滝へ行く所に花があったら
- 花に出会うとほっこりする
- 景観をよくする一地域の価値をあげる!

その他

- 10人いたら、3人まとまる、4人フラフラ、3人反対
- 地見城の有志、草刈りを男性中心で行っている(沿線10キロくらい)
- 国道288場所がない(道義所くらい)

『集落花咲会』景観美化プロジェクト



感想・意見

- 田村市大越町の牧野では、ひまわりを育てて種を無償配布している。
- 郡路町観光協会などと秋に奉仕活動をしているので、コラボできればいいと思った。
- 行司ヶ滝の上にジップラインを通して、行きはジップラインで川の上を飛び越えていき、帰りは森林の中を歩いて帰ってくるというのはいかがでしょうか。
- 花が咲いたら写真を撮って、アルバムにするといい。花づくりをしたあとまで楽しめる。
- 花づくりのグループに若い人を入れて、SNSにアップするとよい。花の写真をアップして投票したりして賞を与えるなどすれば、若い人の関心を惹くと思う。
- 花を見てもらいだけでなく、民泊に家泊めてあげたらどうか。

今後の方向性

1. まずは小滝沢集会所から

- つづきを3月中に男性に頼んで剪定してもらう。
- 5月～6月に花を準備して植える。
- 花の苗や堆肥は友人・知人から貰ったり、自分で育てたりする。
- 草刈りは男性に頼む。

2. いつかは小滝沢集落全体を

- 花いっぱいにして、みんなが集まる場所にする。
- 小滝沢集落にある都路の宝「行司ヶ滝」も大事にする。



④ 集落支援員の活動の主なパターン

○かけ算のサポートの例（岩国市）

夢プラン作成会議風景



- 平成28年度
→夢プラン会議を実施
- 平成29年3月
→「下畑地区夢プラン」完成

- 平成27年8月～12月
→集落点検・個別アンケート調査
- 平成28年3月
→アンケート報告会を開催



平成27年度から岩国市の集落支援員の活動がスタート！

④ 集落支援員の活動の主なパターン

※ R6 年度研修会（総務省開催）資料より

○個別訪問等による見守りの例（喜多方市）

協働のまちづくりの推進



- ・平成29年「自治基本条例」制定により、地域を熟知する地域住民自らが考え、課題解決を主体的・効率的に行い、行政がそのお手伝いをする『協働のまちづくり』を推進。

- 手法1 地域同士の連携による内部資源の共有・効率化
- 手法2 地域からの転出者・首都圏住民・大学生等外部人材の活用
- 手法3 広域的な住民組織づくり（小学校単位の協議会等）

- ・しかし、**支援集落（中山間地域等の集落）**では、**主体的に上記の取組みが困難**。
このため以下の**伴走支援**を行うことで、支援集落における協働のまちづくりを推進。

⇒集落支援員によるサポート

- ① 集落の現状把握、課題等の見える化、話し合い等支援（スライド No.4 ～ 6）
- ② 集落活性化に向けた取組み支援（スライド No.7 ～ 8）
- ③ 広域的な住民組織づくり支援（スライド No.9 ～ 10）

- ・上記の取組が困難なケースでは、定期的な巡回・見守りや関係機関との連絡調整などの「**寄り添い型**」の支援を展開。



⑤ 集落支援員の役割とは

- 集落支援員の役割や実態を踏まえると、
「人口減少・高齢化が進み、集落機能が低下し、多様な課題が生じる中で、集落の暮らしを守るため、複数集落
（集落ネットワーク圏）又は単位集落を対象に、継続的な集落点検（目配り）と話し合いを促進し、集落の多様な課題を市町村と共有し、地域の状況に応じた地域づくりのプロセスを支援する者」
と考えられるのではないかな。
- 集落支援員に求められる役割や活動の重点は、地域の状況（集落がどの段階にあるか）に応じて変化するため、集落支援員の活用には、市町村のビジョンと戦略が重要となるのではないかな。
- 活動にあたって、福祉分野など個別の政策との連携が重要ではないかな。

⑤ 集落支援員の役割とは

（「新しい内発的発展」と集落支援員）

地域づくりにおいて「新しい内発的発展」の重要性が議論されている。

- 地域づくりでは、地域の価値を見つけ出し、自律的にその価値を磨いていく取組が重要（内発的発展）
 - 様々なタイプの外部人材が、集落や地域産業の再生のために、各地で活動
 - 外部からの働きかけが地域の内発的発展に欠かせない存在となっている。
 - 外と開かれた交流が地域の内発性を増進
 - 交流を内発性のエネルギーとする「新しい内発的発展」の重要性
 - 多くの自治体において、地域おこし協力隊・民間団体との連携など、集落外との連携・交流をもたらす取組を集落支援員が行っている（※）。
- ⇒ 集落支援員は、集落の内と外とをつなぐ、「新しい内発的発展」を支える存在となりうるのではないか。

※総務省アンケート調査より

集落支援員が、

- ・地域おこし協力隊等と連携している自治体の割合 38%
- ・行政以外の民間団体と連携している自治体の割合 42%

ご議論いただきたい論点について

論点 1 集落支援員の役割について

論点 2 集落支援員の人材確保について

- ① これまでの主な議論
- ② 集落支援員の属性
- ③ 郵便局の集落支援員制度の活用
- ④ 集落支援員の人材確保の方向性について

論点 3 集落支援員の人材育成・つながりづくりについて

論点 4 集落ネットワーク圏の集落対策・集落支援員へのサポート体制について

①これまでの主な議論

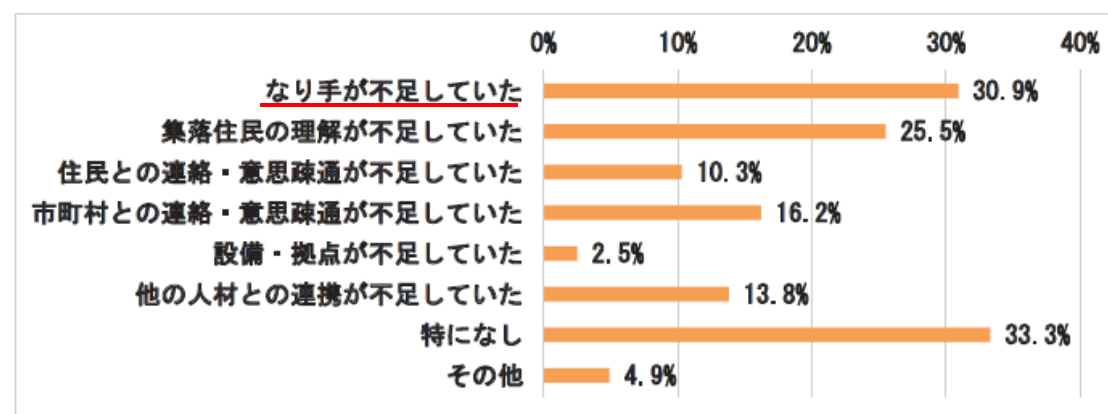
- 集落支援員の成り手が不足している中、人材予備軍を今後どうやって作っていくかを考えていかないといけない。すぐには集落支援員にはなくても、若いうちから集落支援員に関心をもってもらうにはどうしたらいいかを考えたほうが良い。
- 人材育成や人材発掘について、行政が担う役割を議論する余地がある。
- 地域をマネジメントしたり、行政や企業のつなぎ役となったりするにはそれなりのスキル・ノウハウが必要であり、処遇を見直す必要があるのではないか。
- 専任の集落支援員の業務内容が曖昧という中で業務評価をどうしていくのか。

② 集落支援員の属性

- 集落支援員をめぐる課題として、「なり手が不足していた」が最も多く、人材確保は大きな課題。

⇒ 集落支援員のなり手を確保するにあたり、どのような人材が想定されるか。

問8 管内の集落支援員をめぐり、令和3年度の時点でどのような課題が生じていましたか。該当するものを選んでください。(複数回答可)



回答の選択肢	回答数	比率
1. 集落支援員のなり手が不足していた	63	30.9%
2. 集落支援員制度に対する集落住民の理解が不足していた	52	25.5%
3. 集落支援員と住民の連絡・意思疎通が不足していた	21	10.3%
4. 集落支援員と市町村の連絡・意思疎通が不足していた	33	16.2%
5. 集落支援員の活動に必要な事務所等の設備・拠点が不足していた	5	2.5%
6. 民生委員等、地域を支える他の人材との連携が不足していた	28	13.8%
7. 特になし	68	33.3%
8. その他	10	4.9%

※表中の「比率」は、本設問の対象 204 団体に対する値。

② 集落支援員の属性

○ 専任集落支援員の委嘱前の職業

※ R6年第2回過疎懇資料より

- 専任の集落支援員に委嘱される前の職業は、会社員、嘱託・臨時的任用職員、公務員が上位を占めている。
- 委嘱前の職業が地域おこし協力隊であるケースも見られた（116人、5.2%）。

委嘱前の職業	男	女	計
会社員	328	257	26.0%
嘱託・臨時的任用職員	104	179	12.6%
公務員(教員を除く)	223	41	11.8%
その他・無回答	102	122	10.9%
パート・アルバイト	41	129	7.6%
農協等団体職員	89	63	6.8%
自営業	89	51	6.3%
無職	92	42	6.0%
地域おこし協力隊	64	52	5.2%
専業主婦(夫)	3	80	3.7%
教員	41	11	2.3%
学生	4	6	0.5%
自治会長等(地縁団体役員)	4	3	0.3%
郵便局員	4	0	0.2%
合計	1,184	1,031	100.0%

(注) 特別交付税算定対象外の支援員も含む。性別・職業ともに無回答は除く。

② 集落支援員の属性

○ 集落支援員の年代別男女比

※ R 6 年 第 2 回 過 疎 懇 談 資 料 より

- 専任は男女がほぼ同数。50代以下が過半を占めている。女性の約半数は40代以下。
なお、兼任は男性が7割と多く、3分の2以上が60代以上である。

【専 任】

区 分	男	女	計	割合
10～20代	35	67	102	4.5%
30代	90	156	246	10.9%
40代	121	282	403	17.9%
50代	126	271	397	17.7%
60代	608	219	827	36.8%
70歳以上	207	42	249	11.1%
無回答	0	0	25	1.1%
合計	1,187	1,037	2,249	100.0%

【兼 任】

区 分	男	女	計	割合
10～20代	8	17	25	0.8%
30代	39	41	80	2.7%
40代	119	94	213	7.2%
50代	227	108	335	11.4%
60代	902	165	1067	36.2%
70歳以上	706	95	801	27.2%
無回答	175	7	425	14.4%
合計	2,176	527	2,946	100.0%

(注) 特別交付税算定対象外の支援員も含む。「無回答」の合計欄には性別・年齢どちらも無回答の場合を含む

② 集落支援員の属性

○ 集落支援員の具体例

■ 新潟県糸魚川市 伊藤 こずえ

前職：会社員 活動時期：H28.9～

【活用方法】

- ・各地区に市職員と集落支援員のペアを配置。集落支援員は地区内に存在する様々な団体同士を結びつける役割を果たす。

【活動内容】

- ・「集落カルテ」の作成や、聞き取った課題を担当職員と情報共有
- ・高齢者サロンの開催
- ・高齢者宅の屋根雪除雪の講習会を実施



■ 兵庫県朝来市 小島 公明

前職：市役所職員 活動時期：H30.5～

【活用方法】

- ・小学校区単位で市内に設置した地域自治協議会の事務局を担う。

【活動内容】

- ・運営委員会（行政区の区長らで構成）を開催し、各事業の取組状況や地域課題を情報共有
- ・地域自治協議会の活動指針ともなる地域まちづくり計画を改定
- ・ゲストハウスを開設する地域おこし協力隊員を支援



■ 高知県室戸市 川島 尚子

前職：室戸世界ジオパーク推進協議会 活動時期：H29.11～

【活用方法】

- ・地域コミュニティ組織である「集落活動センター」の運営に関わり、イベント等を開催。

【活動内容】

- ・地域訪問を行い、住民の安否確認や避難場所の巡回等を実施
- ・地域カフェを開催し、住民への声かけを実施
- ・地域住民に向けた通信を発行。地域おこし協力隊員や自らの記事を掲載するなど、地域内の情報を共有
- ・地域の特産品や伝統文化を活用した体験プログラムを実施



■ 山形県酒田市 阿部 彩人

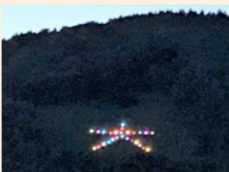
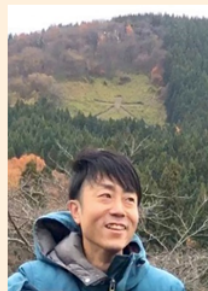
前職：地域おこし協力隊員 活動時期：R3.4～

【活用方法】

- ・旧小学校区を単位としたコミュニティ振興会が集落支援員を選考し、市が委嘱。
- ・地域の課題に応じた人材を任用。

【活動内容】

- ・地域おこし協力隊員の時から、地域の話合いの場に参加。イベントを実施し、地域の活性化に寄与
- ・地区のシンボルの大沢「大」文字の点灯
- ・地元小学生のじゅんさい採り体験の実施



② 集落支援員の属性

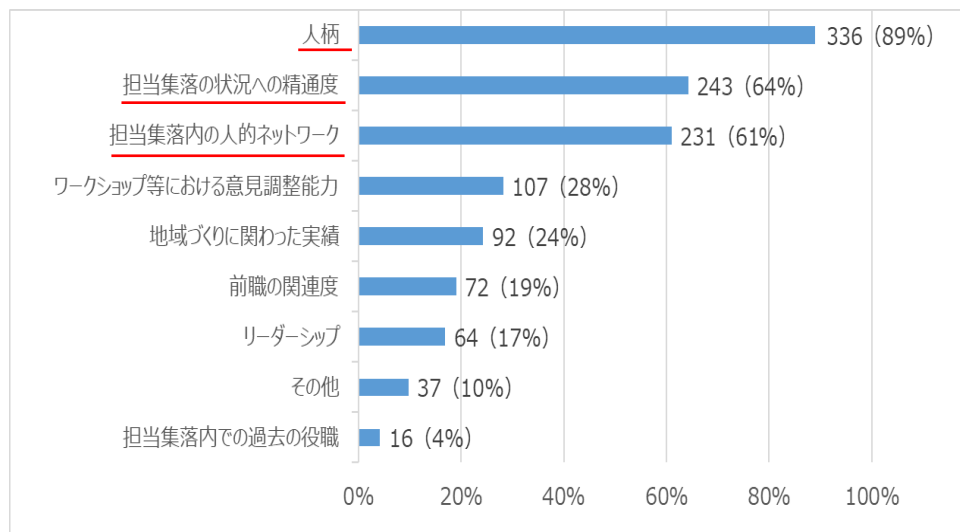
○ 集落支援員の募集時・採用時に重視する資質と募集の範囲

※ R6年第2回過疎懇資料より

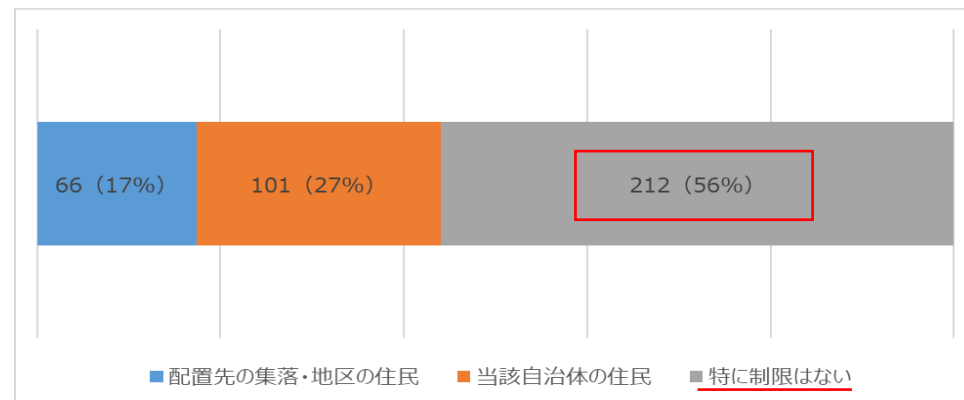
- 集落支援員の募集時・採用時に重視する資質については、「人柄」が最も多く、次いで、「担当集落の状況への精通度」、「担当集落内の人的ネットワーク」が多かった。
- 集落支援員の募集範囲については、「特に制限はない」が最も多かった。

⇒ 各自治体においては、集落支援員の募集・採用に際し、担当集落の知識・人的つながり以上に、人柄を重視しており、地域住民と良好な関係を築くことができる人材であることが重要であることが確認できた。

Q集落支援員の募集・採用時に求める資質として重視するもの【複数選択可】



Q集落支援員の募集の範囲について主に当てはまるもの



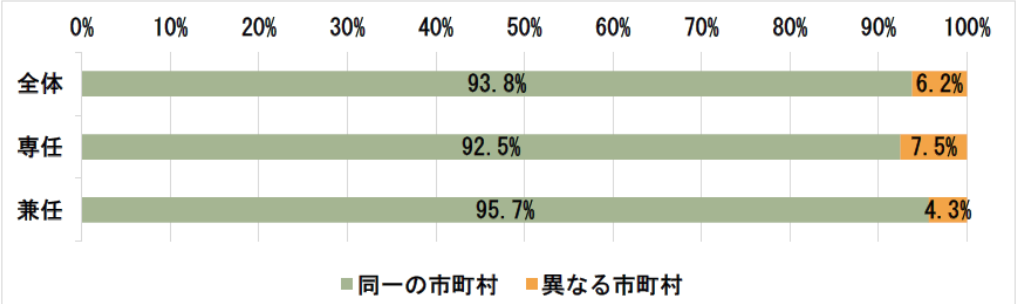
論点 2 集落支援員の人材確保について
 ② 集落支援員の属性

○ 集落支援員としての主たる活動場所

※ R 6 年 第 2 回 過 疎 懇 談 資 料 より

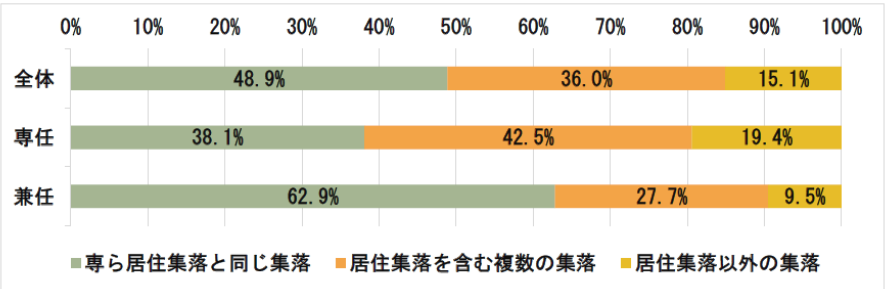
- 令和 4 年度に（一社）全国過疎地域連盟が行った調査によると、集落支援員の活動場所は、居住地と同一の市町村が、専任では92.5%、兼任では95.7%
 居住集落と同じ集落が、専任では38.1%、兼任では62.9%

問 4 集落支援員としての活動場所は、ご自身の居住地と同一の市町村でしたか。



※表中の「比率」は、本設問に回答した 1,756 名（うち専任 994 名、兼任 751 名）に対する値。

問 4-1 集落支援員としての主たる活動場所は、ご自身の居住する集落と同じ集落でしたか。



※表中の「比率」は、本設問に回答した 1,644 名（うち専任 918 名、兼任 716 名）に対する値。

（出典）一般社団法人 全国過疎地域連盟「集落支援員の活用に関する調査研究 報告書」令和5年3月

(参考) 専任集落支援員の月額報償費および週当たり活動時間

※ R 6 年 第 2 回 過 疎 懇 談 資 料 より

- 月額報償費は10万円以上20万円未満が最も多く6割を占めている。
- 週当たりの活動時間は30時間以上40時間未満が最も多い。

金額	人数	割合
1万円未満	13	0.6%
1万円以上3万円未満	54	2.4%
3万円以上5万円未満	50	2.2%
5万円以上10万円未満	311	13.8%
10万円以上20万円未満	1,366	60.7%
20万円以上30万円未満	412	18.3%
30万円以上	37	1.6%
無回答	6	0.3%
合計	2,249	100.0%

活動時間	人数	割合
1時間未満	5	0.2%
1時間以上5時間未満	47	2.1%
5時間以上10時間未満	47	2.1%
10時間以上20時間未満	244	10.8%
20時間以上30時間未満	432	19.2%
30時間以上40時間未満	1,347	59.9%
40時間以上	122	5.4%
無回答	5	0.2%
合計	2,249	100.0%

※同一市町村内において、集落支援員の従事年数や仕事の難易度を加味して、月額報償費を分けている例も見られた。

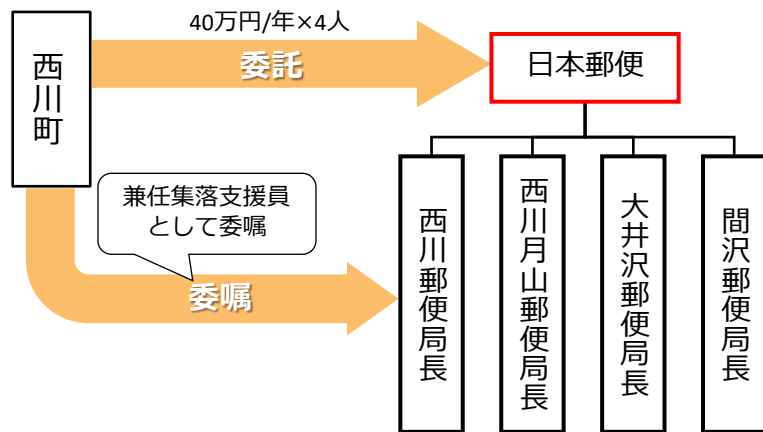
(注) 特別交付税算定対象外の支援員も含む。

論点2 集落支援員の人材確保について

③ 郵便局の集落支援員制度の活用事例

○ 山形県西川町の事例

● 基本情報



西川町の基本情報

面積	393.19km ²
人口 (R2)	4,956人
高齢者比率 (R2)	45.6%
財政力指数 (R5)	0.22
過疎区分	全部過疎

※各郵便局長は、地域の実情をよく知っており、地域住民とのつながりが深い。

● 活動内容

集落点検

話し合いの促進

- 郵便局内で地域住民のお困りごと等を意見交換する「ミニ対話会」を開催（月3回）
 - ・地域住民から地域の状況をお聞きし、地域の状況・課題を把握し、話し合いを実施。各回のテーマについては、西川町と調整。 ※年数回、町長や町職員の参加を検討
- 西川町長に対し郵便局長から活動を報告する「活動報告会」を実施
 - ・ミニ対話会で把握できた地域の状況・意見、話し合いの結果を報告（月1回）

など



● ポイント

- ・西川町は、住民へのスマホ活用支援、マイナンバーカード申請支援、公的証明書交付など郵便局との連携を進めてきた。
- ・町長に、これまで十分には拾いきれていない地域住民の声を町政につなげたいという思い。
- ・地域住民の本音や町で把握できない困りごとなど、きめ細やかにニーズの把握をはかるため、地域とのつながりが深い郵便局長に集落支援員を委嘱。
- ・郵便局業務で培った地域からの信頼、人脈、事務能力などとの相乗効果も期待される。

④ 集落支援員の人材確保の方向性について

(1) 地域おこし協力隊経験者（マイスター）

- 3年間の任期を通じて、集落とのつながりを構築し、任期終了後に集落支援員として活躍している例（ex.酒田市）も見られ、集落の外と中をつなぐという点も、地域おこし協力隊経験者は、有力な担い手といえるのではないかな。
- また、地域おこし協力隊経験者の地域への定着促進の観点からも有効といえるのではないかな。
- 地域おこし協力隊経験者を集落支援員とする場合、どのような点に留意が必要かな。

(2) 多様な人材

- 現状、前職の職業別では、会社員や公務員（ex.朝来市）が多い。また、郵便局との連携（ex.西川町）や地域外の人材の活用が見られる。
- 集落支援員の担い手として、こういった人材が想定されるかな。
- 集落支援員は、「地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材」が想定されてきた。集落支援員としての活動場所が、集落や居住市町村とは異なる例も見られるが、これをどう考えるかな。
- 特に、女性の集落支援員（専任）は約半数が40代以下。集落支援員の活用は、地域づくり人材の確保・育成、若者・女性が活躍する地域づくりに有効ではないかな。

ご議論いただきたい論点について

論点 1 集落支援員の役割について

論点 2 集落支援員の人材確保について

論点 3 集落支援員の人材育成・つながりづくりについて

- ① これまでの議論
- ② 集落支援員の研修機会
- ③ 集落支援員同士のネットワーク
- ④ 自治体における研修の例
- ⑤ 集落支援員の人材育成・つながりづくりの方向性について

論点 4 集落ネットワーク圏の集落対策・集落支援員へのサポート体制について

論点3 集落支援員の人材育成・つながりづくりについて

①これまでの議論

- 集落支援員の成り手が不足している中、人材予備軍を今後どうやって作っていくかを考えていかないといけない。すぐには集落支援員にはなくても、若いうちから集落支援員に関心をもってもらうにはどうしたらいいかを考えたほうが良い。
- 集落支援員にどのようなスキルが求められるかということを、委託側である行政が示し、研修の場を提供する必要がある。
- 集落支援員と地域おこし協力隊は、目的別研修を一緒に行ってもよいのではないかな。

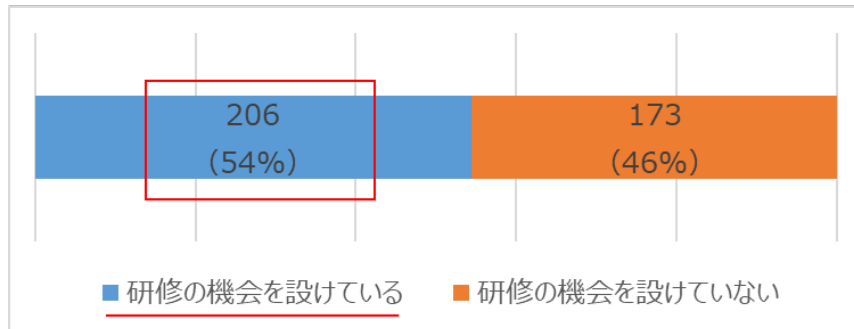
論点3 集落支援員の人材育成・つながりづくりについて

② 集落支援員の研修機会

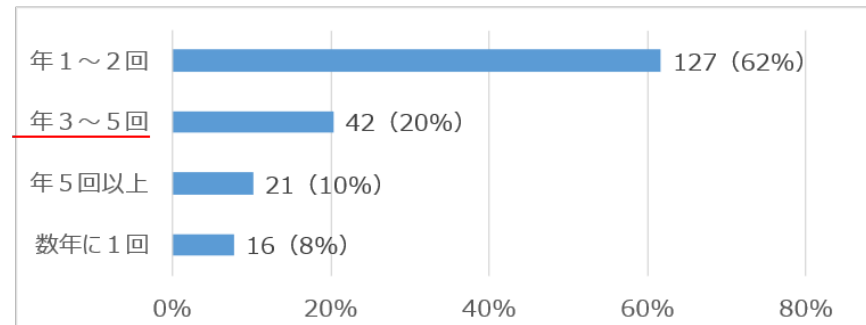
- 「研修の機会を設けている」が半数程度。
- 研修の実施主体は、「都道府県」が最も多い。
- 都道府県の研修では、集落支援員だけでなく、地域おこし協力隊など地域づくりを担う人材を対象として実施

※ R6年第2回過疎懇資料より

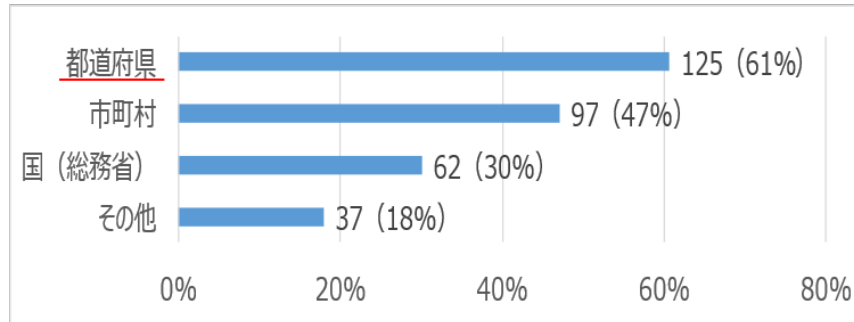
Q 集落支援員の研修機会について当てはまるもの



Q (研修機会を設けている場合) 研修機会の回数について当てはまるもの



Q (研修機会を設けている場合) 研修の実施主体について当てはまるもの
【複数選択可】



【都道府県実施の研修内容※聞き取りによる】

○A県

- 地域運営組織の形成拡大をテーマに有識者に講演会などを実施。
- 集落支援員だけでなく、地域おこし協力隊やNPOの方なども対象。

○B県

- 小さな拠点・RMOづくりに必要なスキルを実践的に学習や同じ思いを持つ仲間との交流会など
- 対象は、市町村職員、集落支援員、地域おこし協力隊、地域活動に取り組む住民など

○C県

- 2日間で行い、1日目はテーマに沿った有識者の講演、2日目はテーマに沿った取組の現地視察。
- 対象は市町村職員、集落支援員、地域おこし協力隊で毎年30～40人が参加

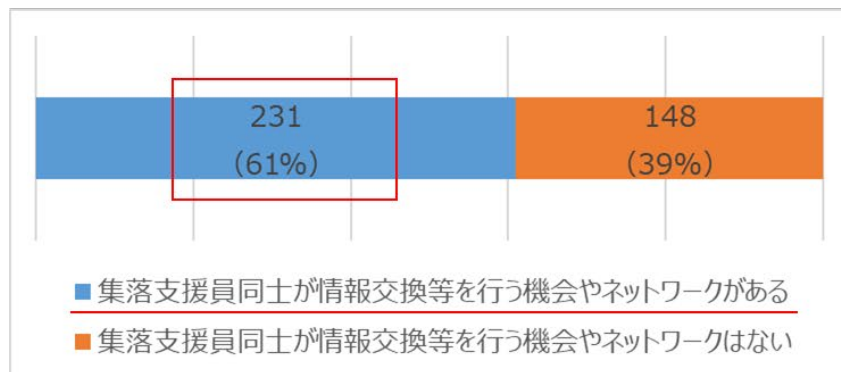
論点3 集落支援員の人材育成・つながりづくりについて

③ 集落支援員同士のネットワーク

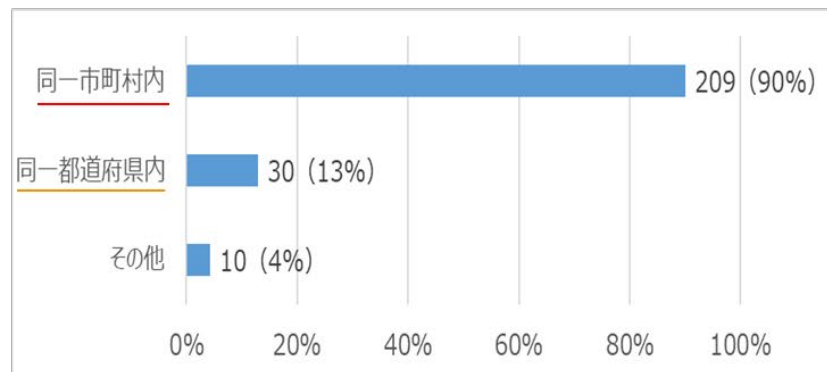
- 集落支援員同士のネットワークについては、「集落支援員同士が情報交換等を行う機会やネットワークがある」が約6割。
- ネットワークの範囲は、「同一市町村内」が最も多かったが、「同一都道府県内」は1割程度。
- いくつかの都道府県への聞き取りによると、都道府県主催の研修会がネットワーク形成の契機になっていた。

※ R6年第2回過疎懇資料より

Q 集落支援員同士のネットワークについて当てはまるもの



Q (ネットワークがある場合) ネットワークの範囲について当てはまるもの【複数選択可】



【都道府県単位でのネットワーク形成の経緯※聞き取りによる】

○A県

- 年2回、県主催で情報交換会を開催。
- グループワークや意見交換会を実施。

○B県

- 県内の近隣自治体が協定を結んで連携事業を行っている。
- 年1回の研修会では、集落支援員などが参加して有識者の講演会やグループワークなどを行っており、それを契機にネットワークが形成されている。

○新潟県魚沼市



- 毎週、集落支援員、市役所職員で打ち合わせ

○福島県田村市



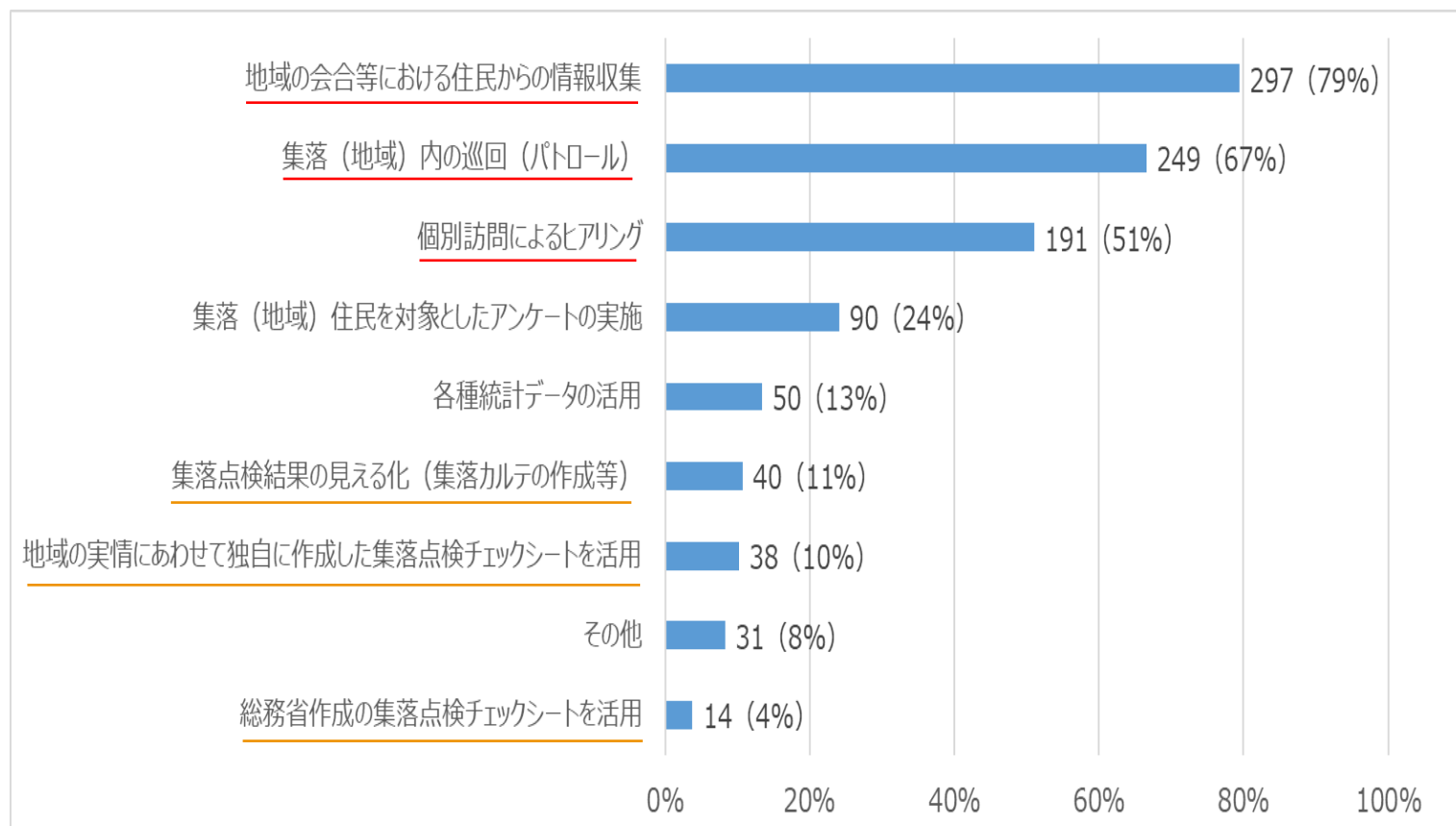
- 週1回、集落支援員会議で情報共有
- 月1回、市役所と打ち合わせ

(参考)「集落点検」の実施方法

※ R 6 年 第 2 回 過 疎 懇 談 資 料 より

- 集落点検の実施方法については、「地域の会合等における住民からの情報収集」が最も多く、次いで「集落（地域）内の巡回（パトロール）」、「個別訪問によるヒアリング」が多くなっている。一方、「総務省作成の集落点検チェックシートを活用」、次いで、「地域の実情に合わせて独自に作成した集落点検チェックシートを活用」、「集落点検結果の見える化（集落カルテの作成等）」は少ない。

Q集落点検の実施方法について当てはまるもの【複数選択可】



④自治体における研修の例

※R6年第2回過疎懇資料より

○コミュニケーションや傾聴力などのスキルアップ研修（新潟県魚沼市）

❁ 支援するうえで必要なこと

◆スキル

- ・コミュニケーション
- ・ファシリテーション
- ・傾聴力
- ・コーディネート



スキルアップ研修



論点3 集落支援員の人材育成・つながりづくりについて

④ 自治体における研修の例

※ R6年第2回過疎懇資料より

○集落支援員の基本的な内容、心構えや先進事例などについての研修会・勉強会（福島県田村市）

④研修会・勉強会

定期的に研修会や勉強会を行い、
他自治体の先進事例や集落対策の方法等を学んでいます。

8月7日(月)

第1回研修「集落支援員についての意見交換会」

講師：引地和子氏(二本松市集落支援員)

二本松市東地区で活躍する引地さんに、どのような心構えで集落支援をしているか話を聞きました。集落カルテの活用や集落支援員だまりの発行などについても教えていただきました。



8月27日(日)

第2回研修「農山村の地域づくりと集落支援の取り組みについて」

講師：岩崎由美子氏(福島大学行政政策学類教授)

集落支援員制度の経緯と背景から、集落支援の方法論に至るまで、基礎的・基本的な内容を学びました。今後の活動の参考として、事例紹介もしていただきました。



9月6日(水)～8日(金)

総務省「令和5年度 集落対策に関する研修会」

集落支援員に求められる役割と活動のポイント、集落対策に関する施策の紹介、自治体における集落支援員の活動事例紹介などについて話を聞きました。



9月23日(土)

第3回研修「地域を支援するということ」

講師：若菜千穂氏(NPO法人いわて地域づくり支援センター)

農村プロデューサー養成講座講師(農水省)や地域交通東北仕事人でもある若菜さんから、「地域とはなにか」「地域づくりとは」「地域づくりの手順と支援プロセス」を学びました。



9月29日(金)

第1回あぶくまづくり塾2023

講師：石井大一郎氏(宇都宮大学地域デザイン科学部准教授)

石井さんの話を聞きながら、自分の地域や活動を見つめ直すとともに、塾生同士が交流することによって互いに学び合い、地域づくりへの理解を深めました。



11月10日(金)

第2回あぶくまづくり塾2023

講師：石井大一郎氏(宇都宮大学地域デザイン科学部准教授)

「あぶくまづくり塾ワークシート」を用いて、自分が取り組みたいプロジェクトを「5W1H」で考えました。一人ずつ発表し、参加者全員から付箋で感想や意見を頂きました。



11月13日(月)

福島県農村地域振興セミナー2023「農村RMO～みんなで支え合う農村づくり～」

第3回研修でお世話になった若菜さんの基調講演を聞き、「農村RMOってなに?だれがどうやって始めるの?どんなメリットがあるの?」など、農村RMOの基礎を事例を交えて学びました。



11月18日(土)

第4回研修「集落支援員の活動について」

講師：石川町企画商工課、中谷自治センターの皆様

石川町の中谷自治センターを訪れ、地域運営組織のあり方や集落支援員の活動について話を聞きました。日頃の活動における困りごとや地域課題についての意見交換もしました。



12月13日(水)

第1回視察「古民家カフェ imoca」

案内：永井康統氏(NPO法人0073代表)

あぶくまづくり塾で知り合った永井さんが経営するカフェを視察しました。さつまいもを使った地域おこしの実践、空き家の活用、地域おこし協力隊の導入などの話を聞きました。



1月22日(月)

第5回研修「あぶくまづくり塾2023ワークシートの相談会」

講師：石井大一郎氏(宇都宮大学地域デザイン科学部准教授)

あぶくまづくり塾でお世話になった石井さんと一緒に、ワークシートをブラッシュアップしました。分からないことを個別に相談し、ヒントとなる事例も教えていただきました。



2月16日(金)

第6回研修「特定非営利活動法人みんなどあまづくりネットワークの取り組みについて」

講師：鈴木隆良氏(会津若松市集落支援員)

会津若松市基幹集落センターを訪れ、特定非営利活動法人みんなどあまづくりネットワークにおける集落支援員の取り組みを多岐に渡って教えていただきました。



3月4日(月)

第7回研修「住民参加型ワークショップの振り返りと今後に向けて」

講師：櫻田七海氏(特定非営利活動法人まちさがり理事長)

住民参加型ワークショップでお世話になった櫻田さんと一緒に、参加者から出た感想や意見を整理しました。それを踏まえ、今後の自分たちの活動の方向性を検討しました。



⑤ 集落支援員の人材育成・つながりづくりの方向性について

(1) 研修について

- 研修の強化を図っていく必要があるが、どのような内容の研修を提供すべきか。
 - ・ 研修の実施に必要な知識・スキルはどのようなものか。
 - ・ 集落点検の実施方法など、現場の実情を踏まえたノウハウの普及が重要ではないか。
 - ・ 地域おこし協力隊など他の地域づくり人材の研修と連携して実施することも有効ではないか。
- 集落支援員の研修について、国・都道府県・市町村は、それぞれどのような取組が必要か。

(2) ネットワークづくりについて

- ネットワークづくりに向けて、国・都道府県・市町村は、それぞれどのような取組が必要か。
- 都道府県単位での研修は、ネットワークづくりにも有効ではないか。
- 地域おこし協力隊など他の人材ネットワークとの連携も考えられるか。

ご議論いただきたい論点について

論点 1 集落支援員の役割について

論点 2 集落支援員の人材確保について

論点 3 集落支援員の人材育成・つながりづくりについて

論点 4 集落ネットワーク圏の集落対策・集落支援員へのサポート体制について

- ① これまでの主な議論
- ② 中間支援者による伴走支援
- ③ 都道府県による集落対策のサポート
- ④ 県の集落支援員の取組
- ⑤ 都道府県過疎地域等政策支援員の活用状況
- ⑥ サポート体制強化の方向性について

①これまでの主な議論

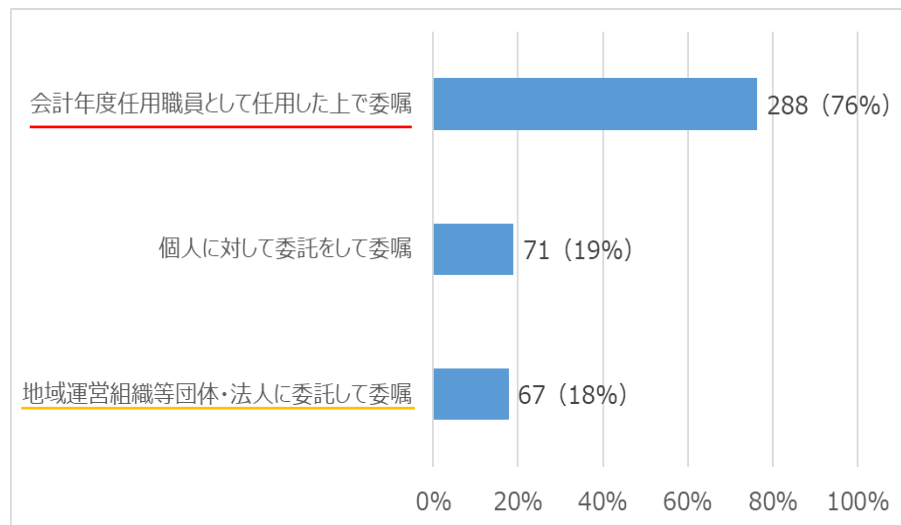
- 集落支援員をどのように活用、機能させていくか、また、人材育成や人材発掘について、行政が担う役割を議論する余地がある。
- 全国には様々なタイプの集落支援員や中間支援団体があるため、モデルケースを自治体へ展開することが大事。
- 県で集落支援員を導入しているところについて、市と町の境界線で同様の問題が起こっていれば一気に片付けることができることもありうるため、県版の集落支援員を前向きにとらえることができるのではないか。

論点4 集落ネットワーク圏の集落対策・集落支援員へのサポート体制について

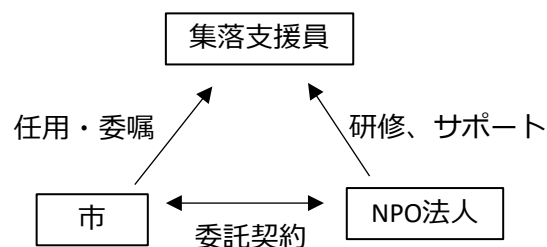
② 中間支援者による伴走支援

- 集落支援員の受託法人が、マネジメント、研修・勉強会の実施など伴走支援を行っている例が見られた。
- 集落支援員が会計年度任用職員のケースでも、自治体がNPO法人への委託などにより研修・サポートを行っている例が見られた。

Q集落支援員の委嘱方法について当てはまるもの【複数選択可】

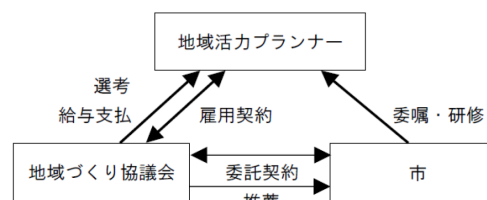


【研修をNPO法人に委託している例】新潟県魚沼市



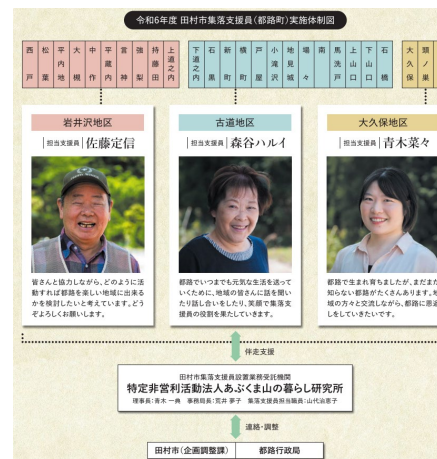
- 会計年度任用職員として任用して集落支援員を委嘱
- 市は、NPO法人に委託して、集落支援員への研修やサポートを実施

【地域運営組織に委託している例】滋賀県長浜市



- 地域運営組織と委託契約を締結
- 当該団体の事務局員に集落支援員を委嘱
- 団体の活動と連携して集落支援員の業務を実施
- 長浜市は、集落支援員の研修などを実施

【NPO法人に委託している例】福島県田村市



- NPO法人と委託契約を締結
- 当該法人の職員に集落支援員を委嘱
- NPO法人は、集落支援員の伴走支援を実施
 - ・研修・勉強会の実施
 - ・定例打ち合わせの実施
 - ・活動報告の作成

など

論点4 集落ネットワーク圏の集落対策・集落支援員へのサポート体制について

② 中間支援者による伴走支援

○福島県田村市の例

① 集落巡回



ご自宅に行ったり、集会に参加したりして、都路の皆さんの声を聞いて回っています。

例えば



都路町内の行政区長さんや区長会さんなどに挨拶して回りました。集落支援活動をより効果的に行うためには、区長さんのご理解とご協力が欠かせません。



都路町内で住民が活動・運営しているサロンや、団体の集まりなどに積極的に参加して、情報収集・現状把握に努めています。皆さんの声を聞くことが一番大切な役割です。

② 集落支援員会議



週1回、集落支援員会議を行い、皆さんの声を踏まえて、意見交換やアイデア出しをしています。

例えば



集落支援員と設置機関が1週間の活動を振り返り、集落の声を整理しています。声を悩ませることも多々ありますが、諦めず皆でよく話し合うことを心掛けています。



集落の現状や課題を的確に把握するために、写真や動画で記録を残すようにしています。タブレットの操作方法を学び、全員で練習しました。

③ 定例打ち合わせ



月1回、市役所と打ち合わせを行い、皆さんの声を伝え、今後の取り組み等について話し合っています。

例えば



集落支援員と設置機関が1か月の活動を振り返り、率直な感想や意見を市役所の皆さんに伝えています。活動の中で困っていること、分からないことも相談します。



集落巡回によって見えてきた課題に対し、実施可能な解決策(アイデア)が生まれたら、三者が全員で知恵を出し合い、それぞれの役割を果たして実現させていきます。

④ 研修会・勉強会

定期的に研修会や勉強会を行い、他自治体の先進事例や集落対策の方法等を学んでいます。

8月7日(月)

第1回研修「集落支援員についての意見交換会」

講師：引地和子氏(二本松市集落支援員)

二本松市東和地区で活躍する引地さんに、どのような心構えで集落支援をしているか話を聞きました。集落カルテの活用や集落支援員だまりの発行などについても教えていただきました。



8月27日(日)

第2回研修「農山村の地域づくりと集落支援の取り組みについて」

講師：若崎由美子氏(福島大学行政政策学類教授)

集落支援員制度化の経緯と背景から、集落支援の方法論に至るまで、基礎的・基本的な内容を学びました。今後の活動の参考として、事例紹介もいただきました。



9月6日(水)～8日(金)

総務省「令和5年度 集落対策に関する研修会」

集落支援員に求められる役割と活動のポイント、集落対策に関する施策の紹介、自治体における集落支援員の活動事例紹介などについて話を聞きました。



9月23日(土)

第3回研修「地域を支援するということ」

講師：若菜千穂氏(NPO法人いわて地域づくり支援センター)

農村プロデューサー養成講座講師(農水省)や地域交通東北仕事人でもある若菜さんから、「地域とはなにか」「地域づくりとは」「地域づくりの手順と支援プロセス」を学びました。



9月29日(金)

第1回あぶくまづくり塾2023

講師：石井大朗氏(宇都宮大学地域デザイン科学部准教授)

石井さんの話を聞きながら、自分の地域や活動を見つめ直すとともに、塾生同士が交流することによって互いに学び合い、地域づくりへの理解を深めました。



11月10日(金)

第2回あぶくまづくり塾2023

講師：石井大朗氏(宇都宮大学地域デザイン科学部准教授)

「あぶくまづくり塾ワークシート」を用いて、自分が取り組みたいプロジェクトを「5W1H」で考えました。一人ずつ発表し、参加者全員から付箋で感想や意見を頂きました。



③ 都道府県による集落対策のサポート

○平成29年3月の過疎懇提言抜粋

4. これからの集落対策において大切な視点

(3) 都道府県の役割～地域を見つめ、現場と政策をコーディネートする～

集落対策は、集落の住民が集落の課題を自らの課題と捉え、市町村が十分な目配りをした上で施策を実施するものではあるが、近年の集落の著しい小規模化・高齢化の進展は予断を許さず、都道府県は広域自治体として、市町村の集落対策に係る活動支援に取り組むことを期待する。

特に、市町村が実効的な集落対策を円滑に展開できるよう、都道府県も現場を今一度知るよう努め、その上で、様々な国の制度を俯瞰的に見渡し、それらの中からその地域に合った有効な活用方法を検討して市町村に助言するなど、国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートする働きが重要である。

また、市町村から都道府県に対する要望事項として多い、先進事例等の紹介や活用可能な制度の情報提供を行うことや、広域で、集落支援員や地域おこし協力隊員等の地域づくり活動に取り組む人材を集めた情報交換会を開催することも、集落対策に取り組む人材や市町村にとって効果的な支援策と考える。

都道府県にとっても以前より限られたリソースの中ではあるが、市町村の広域連携の調整や外部人材・域学連携の仲介等による過疎関係市町村の支援も考えられる。新しい過疎地域自立促進計画の期間は今年度始まったところである。

過疎地域等の集落を今後どうしていくか、それぞれの都道府県と市町村の間で議論を重ねてほしい。

(4) 国の役割～省庁横断での実効的な過疎対策の検討～

集落の暮らしは千差万別であり、それこそが多様な日本の豊かさの源である。国においては、地域の実情に応じて活用できる支援メニューを用意し、好事例の横展開に努めるとともに、市町村さらには地域のために実践的な制度になるよう間断なく検討を進められたい。

(参考) 都道府県別の専任集落支援員設置団体数 (令和5年)

※ R 6 年 第 2 回 過疎懇 資料より

- 過疎市町村設置率（都道府県内の、一部過疎を含む全過疎関係市町村のうち集落支援員を設置している市町村の割合）で並び替え

	都道府県名	市町村数		過疎市町村率	設置団体数		過疎市町村 設置率 (b/a)
			うち過疎市町村 (a)			うち過疎市町村 (b)	
1	鳥取県	19	15	78.9%	15	13	86.7%
2	高知県	34	29	85.3%	29	24	82.8%
3	新潟県	30	19	63.3%	17	15	78.9%
4	島根県	19	19	100.0%	15	15	78.9%
5	山口県	19	10	52.6%	10	7	70.0%
6	奈良県	39	19	48.7%	13	13	68.4%
7	大分県	18	15	83.3%	11	10	66.7%
8	三重県	29	10	34.5%	10	6	60.0%
9	兵庫県	41	16	39.0%	12	9	56.3%
10	岐阜県	42	17	40.5%	10	9	52.9%
11	山形県	35	22	62.9%	13	11	50.0%
12	広島県	23	14	60.9%	7	7	50.0%
13	宮崎県	26	16	61.5%	9	8	50.0%
14	岡山県	27	19	70.4%	12	9	47.4%
15	徳島県	24	13	54.2%	6	6	46.2%
16	長野県	77	40	51.9%	35	18	45.0%
17	京都府	26	12	46.2%	6	5	41.7%
18	宮城県	35	16	45.7%	6	6	37.5%
19	佐賀県	20	11	55.0%	7	4	36.4%
20	長崎県	21	15	71.4%	5	5	33.3%
21	鹿児島県	43	42	97.7%	14	13	31.0%
22	千葉県	54	13	24.1%	4	4	30.8%
23	秋田県	25	23	92.0%	7	7	30.4%
24	和歌山県	30	23	76.7%	7	7	30.4%

	都道府県名	市町村数		過疎市町村率	設置団体数		過疎市町村 設置率 (b/a)
			うち過疎市町村 (a)			うち過疎市町村 (b)	
25	福島県	59	34	58%	11	10	29.4%
26	埼玉県	63	7	11%	2	2	28.6%
27	福岡県	60	23	38%	9	6	26.1%
28	滋賀県	19	4	21%	3	1	25.0%
29	山梨県	27	14	52%	3	3	21.4%
30	岩手県	33	25	76%	7	5	20.0%
31	熊本県	45	32	71%	6	6	18.8%
32	沖縄県	41	17	41%	7	3	17.6%
33	栃木県	25	6	24%	3	1	16.7%
34	北海道	179	152	85%	26	25	16.4%
35	愛媛県	20	14	70%	2	2	14.3%
36	福井県	17	8	47%	3	1	12.5%
37	香川県	17	10	59%	1	1	10.0%
38	群馬県	35	13	37%	2	1	7.7%
39	青森県	40	30	75%	2	1	3.3%
40	茨城県	44	11	25%	2	0	0.0%
41	東京都	39	7	18%	1	0	0.0%
42	神奈川県	33	1	3%	0	0	0.0%
43	富山県	15	4	27%	1	0	0.0%
44	石川県	19	10	53%	0	0	0.0%
45	静岡県	35	7	20%	4	0	0.0%
46	愛知県	54	4	7%	0	0	0.0%
47	大阪府	43	4	9%	0	0	0.0%
	合計	1,718	885	51.5%	375	299	33.8%

(参考) 都道府県別の地域運営組織の設置団体数 (令和5年)

- 過疎市町村設置率 (都道府県内の、一部過疎を含む全過疎関係市町村のうち集落支援員を設置している市町村の割合) で並び替え

	都道府県名	市町村数(a)		過疎市町村率 (b/a)	設置団体数(d)		設置率 (d/a)	過疎市町村 設置率 (e/b)
			うち過疎市町村 (b)			うち過疎市町村 (e)		
1	大分県	18	15	83%	18	15	100.0%	100.0%
2	滋賀県	19	4	21%	15	4	78.9%	100.0%
3	神奈川県	33	1	3.0%	17	1	51.5%	100.0%
4	富山県	15	4	26.7%	9	4	60.0%	100.0%
5	高知県	34	29	85%	32	28	94.1%	96.6%
6	兵庫県	41	16	39%	33	15	80.5%	93.8%
7	山口県	19	10	53%	15	9	78.9%	90.0%
8	岡山県	27	19	70%	23	17	85.2%	89.5%
9	福井県	17	8	47.1%	13	7	76.5%	87.5%
10	宮城県	35	16	45.7%	19	13	54.3%	81.3%
11	鳥取県	19	15	79%	16	12	84.2%	80.0%
12	長崎県	21	15	71%	16	12	76.2%	80.0%
13	島根県	19	19	100%	15	15	78.9%	78.9%
14	広島県	23	14	61%	16	11	69.6%	78.6%
15	和歌山県	30	23	77%	20	16	66.7%	69.6%
16	新潟県	30	19	63.3%	19	13	63.3%	68.4%
17	栃木県	25	6	24.0%	17	4	68.0%	66.7%
18	秋田県	25	23	92.0%	16	15	64.0%	65.2%
19	岐阜県	42	17	40.5%	25	11	59.5%	64.7%
20	愛媛県	20	14	70%	14	9	70.0%	64.3%
21	佐賀県	20	11	55%	14	7	70.0%	63.6%
22	鹿児島県	43	42	98%	27	26	62.8%	61.9%
23	京都府	26	12	46%	14	7	53.8%	58.3%
24	奈良県	39	19	49%	16	11	41.0%	57.9%

	都道府県名	市町村数(a)		過疎市町村率 (b/a)	設置団体数(d)		設置率 (d/a)	過疎市町村 設置率 (e/b)
			うち過疎市町村 (b)			うち過疎市町村 (e)		
25	埼玉県	63	7	11.1%	32	4	50.8%	57.1%
26	山梨県	27	14	51.9%	12	8	44.4%	57.1%
27	宮崎県	26	16	62%	13	9	50.0%	56.3%
28	群馬県	35	13	37.1%	17	7	48.6%	53.8%
29	岩手県	33	25	75.8%	18	13	54.5%	52.0%
30	山形県	35	22	62.9%	16	11	45.7%	50.0%
31	大阪府	43	4	9%	24	2	55.8%	50.0%
32	徳島県	24	13	54%	8	6	33.3%	46.2%
33	千葉県	54	13	24.1%	28	6	51.9%	46.2%
34	青森県	40	30	75.0%	19	13	47.5%	43.3%
35	三重県	29	10	34.5%	12	4	41.4%	40.0%
36	香川県	17	10	59%	8	4	47.1%	40.0%
37	石川県	19	10	52.6%	9	4	47.4%	40.0%
38	福岡県	60	23	38%	32	9	53.3%	39.1%
39	福島県	59	34	57.6%	23	12	39.0%	35.3%
40	静岡県	35	7	20.0%	17	2	48.6%	28.6%
41	茨城県	44	11	25.0%	19	3	43.2%	27.3%
42	長野県	77	40	51.9%	25	10	32.5%	25.0%
43	愛知県	54	4	7.4%	29	1	53.7%	25.0%
44	熊本県	45	32	71%	10	7	22.2%	21.9%
45	北海道	179	152	84.9%	37	27	20.7%	17.8%
46	沖縄県	41	17	41%	7	3	17%	17.6%
47	東京都	62	7	11.3%	20	1	32.3%	14.3%
	合計	1,741	885	50.8%	874	448	50.2%	50.6%

③ 都道府県による集落対策のサポート

○秋田県の例

地域運営組織設立状況

- 元気ムラ96地域中25地域に地域運営組織が設立
- 市町村別の設置状況

市町村名	地域運営組織数 (元気ムラと同じ区域)	市町村名	地域運営組織数 (元気ムラと同じ区域)
秋田市	7	小坂町	0
能代市	5 (5)	上小阿仁村	2
横手市	3 5 (6)	藤里町	1 (1)
大館市	1 (1)	三種町	1 (1)
男鹿市	0	八峰町	0
湯沢市	2 3 (5)	五城目町	2
鹿角市	3 6	八郎潟町	0
由利本荘市	1	井川町	0
潟上市	1	大潟村	0
大仙市	1 2 (2)	美郷町	0
北秋田市	2	羽後町	2 (2)
にかほ市	0	東成瀬村	1
仙北市	9 (2)	合計	1 4 1 (2 5)

集落支援員による支援

- 県で2名配置している集落支援員(集落活動コーディネーター)が、元気ムラの魅力等をウェブサイトやSNS(X、Facebook、Instagramほか)で発信
- 集落点検や話し合いのほか、集落の維持・活性化対策として他地域の先進事例や補助制度の紹介等を実施

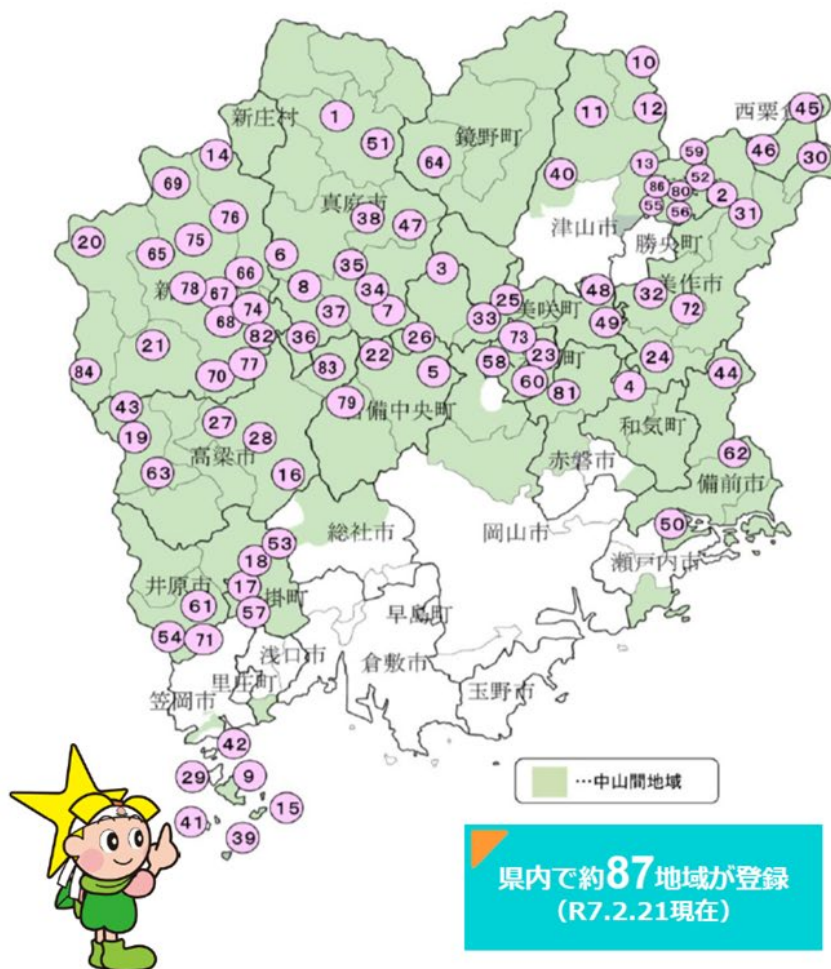
県と市町村との役割分担

- 市町村: 元気ムラ候補集落の推薦
- 県: 市町村と連携し、集落点検や話し合いのほか、現地視察や取材活動などを行い、集落の記事・イラストマップを作成し、ウェブサイトに掲載
- 集落のフォローは県・市町村連携して実施。近年、集落支援員を配置する市町村が増加傾向(R6.4.1現在: 7市町45名)のため、集落支援員同士の連携も推進

③ 都道府県による集落対策のサポート

○岡山県の例

おかやま元気！集落 -集落機能の維持・確保-



基本的な考え方

小規模高齢化集落など、単独では集落機能の維持が困難な集落が含まれる地域において、小学校区、大字等の広域的な地域運営により、集落機能の維持・強化に取り組む地域を市町村からの推薦により「**おかやま元気！集落**」として登録し、中山間地域活性化の原動力と位置付け、市町村と連携を図りながらその取組を総合的に支援している。

支援メニュー

財政支援

■活動経費補助

人的支援

- 中山間地域協働支援センター、おかやま集落支援員による支援
- 大学との共同研究

論点 4 集落ネットワーク圏の集落対策・集落支援員へのサポート体制について

③ 都道府県による集落対策のサポート

○愛媛県の例

プラットフォーム構築で期待する効果



多様な主体が連携、協働して重層的に集落を支援

効果 地域づくりに関わる様々な主体が、活動・試行錯誤のプロセス、取組ノウハウを意見交換できる枠組みにより地域づくりに新たな価値を創造

効果 「地域づくり（愛着醸成・定着促進）」と「田園回帰（移住促進）」による地域住民と行政が協働した集落の持続的発展

③ 都道府県による集落対策のサポート

集落活動センターによる集落維持・再生の仕組みづくり



③ 都道府県による集落対策のサポート

○宮崎県の例

新「地域運営組織」形成促進事業

中山間・地域政策課 2,100万円

【財源：一般財源】

事業の目的

地域課題の解決に持続的に取り組む「地域運営組織」の形成を促進するとともに、組織の形成や運営を担う人材の育成を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

① 「地域運営組織」形成支援事業

ア. 「地域運営組織」形成支援事業

モデル地域において、外部専門家による「地域運営組織」形成を支援

イ. 地域リーダー群育成事業

「地域運営組織」の形成や運営を担うリーダー群を育成するための研修会を開催

② 「地域運営組織」拠点形成支援事業（補助金）

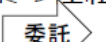
ア. 形成支援事業補助金（補助率 2 / 3、上限額：3 力年で20,000千円 ※初年度2,000千円）

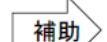
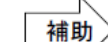
拠点整備、事業開始のための初期費用に対する支援

イ. 人材活用事業補助金（補助率 1 / 2 ～ 2 / 3、上限額1,500千円～2,000千円）

立ち上げ準備や運営事務局を担う人材の人件費に対する支援

(2) 事業の仕組み

① 県  民間企業等

② 県  市町村  地域団体等

(3) 成果指標 モデル地域における「地域運営組織」形成数 3 組織

事業の期間

令和 5 年度～令和 7 年度

④ 県の集落支援員の取組

県の専任集落支援員の設置（R5）団体数 4団体、人数 8人

※プレイングマネージャーとしての役割が伺える

○秋田県（2名・会計年度任用職員）

地域活動を頑張っている集落を「元気ムラ」として登録し、その元気ムラを対象に集落の巡回を実施するとともに、集落における話し合いの促進を行う。市町村の集落支援員と一緒に集落巡回を行うこともある。

○富山県（3名・会計年度任用職員）

県が定める「中山間地域」に指定された地域を巡回し、困りごとを聞きつつ、中山間地域のワンストップ相談窓口として、地域からの相談ごとに応じて県の関係機関や市町村につなぎ、支援施策を紹介

○愛媛県（2名・法人への委託）

集落の情報収集するとともに、他の市町の事例やノウハウの共有等を行うとともに、把握した課題を解決するための勉強会の企画や適切な専門家の紹介・斡旋等も実施

○高知県（1名・会計年度任用職員）

集落活動センターの訪問等により集落の現状・課題を把握し、県の各部署と情報共有を行い、課題の解決に向けて必要な取組につなげていく。

論点 4 集落ネットワーク圏の集落対策・集落支援員へのサポート体制について

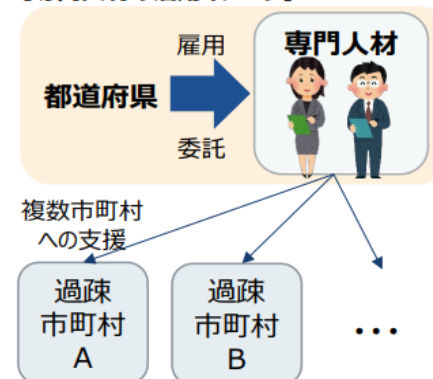
⑤ 都道府県過疎地域等政策支援員の活用状況（R6年度）

【制度概要】

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援が対象 ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること 等
財政措置	・対象経費の上限額 年間590万円／人 ・措置率0.5 ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- 産業振興（農林水産業）
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- 産業振興（商工業、その他）
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- 産業振興（観光）
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- 地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- 地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- 生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- 高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- 医療の確保
 - …医療政策支援 等
- 教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- 集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- 地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- 再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等

○活用状況（令和6年度）

- 設置団体数・人数：9県、27人
- 実施事業数：12事業（特定地域づくり協同組合設立等支援 4件、地域運営組織等支援 2件、地域拠点施設整備・地域づくり担い手育成・革新的技術活用・地域交通政策・地域活性化施策活用支援・関係人口創出支援 各1件）
- 雇用形態：会計年度任用職員 1県、委託 8県

⑥ サポート体制強化の方向性について

(1) 中間支援者による伴走支援

- 専門性を有する中間支援者によるマネジメント・サポートが有効ではないか。
- 中間支援者の活用にあたってどのような課題があるか。

(2) 都道府県による集落対策のサポート

- 都道府県による集落対策の取組を強化・横展開していくため、国・都道府県は、どのような取組が必要か。
- 都道府県の集落支援員には、どのような役割が期待されるか。
- 都道府県過疎地域等政策支援員をどのような事業に活用していくことが効果的と考えられるか。

まとめ：集落支援員に関わる課題の全体像

